

第4回 介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議
ヒアリング資料

社団法人 日本介護福祉士会
副会長 木村 晴恵

1. 共生型サービス（同施設内で高齢者等及び障害者に対して行う給付サービス）を実施した場合のメリット・デメリットについて

（メリット）

- ① 平等な介護サービスの提供という視点では、共生型サービス提供を行うことにより効率的なサービスを提供でき、今回の制度改正で不安を抱えている障害者を抱える家族の信頼の回復にもつながる。それとともに多くの介護・生活支援に携わっている介護福祉士の社会的認識も高めることができる可能性がある。
- ② 身体障害者、知的障害者、精神障害者とともに比較的軽度な要介護高齢者を共生型サービスによる提供はサービスを利用する側にとって、「共に生きる喜び等」を共有できるものとなりうる。
- ③ 制度が一本化されることにより、相談窓口の統合化等により「効率的・継続的なサービス提供の促進」に繋がり、利用する側も理解しやすい。また、若年障害者、その家族も生涯にわたっての安心につながる。

（デメリット）

- ① 施設サービスにおいては、医療界、とりわけ病院でも高齢者向けの長期療養慢性患者の医療療養病床と障害者等施設入院基本料の看護職員配置、看護助手職員配置は前者は5対1から4対1へ、後者でも3対1が最低レベル配置となっている。したがって、共生型サービスでは、国家資格である「介護福祉士資格」を有する介護職員の必置基準化と看護職員の配置に比重を置かないと医療ニーズの高い障害者との共生は困難であると考ええる。

この対策（報酬での評価）を講じなければ、結果として医療系施設との格差が広がり、サービスの質の低下を招くことになる。

- ② 介護保険法は「高齢者・障害者等が健康で安心して生活できるようにする生活支援およびそのための介護」を目的とするが、障害者自立支援法は「障害児・者等の就学・就労支援やこれからの生活を築く支援・介護」と大きく目的が異なるものを共通化するには多くの問題・課題が生じる。（人員配置基準・報酬設定・施設基準・現状施策での違い等）
- ③ 共生となるための支援者・介護者・調整役等の職員養成（介護福祉士、看護職員、介護支援専門員等）の教育体制が未整備であること。

2. 要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とするすべての人を介護保険制度の適用とした場合のメリット・デメリットについて

(メリット)

- ① 必要な方に必要なサービスを平等に提供することができる。
- ② 世代間での支えあうというごく当たり前の視点を国民に認識させることができる。
- ③ 介護保険料納付の意味合いがよりいっそう理解されるようになる。
- ④ 精神障害者対策の充実につながり、大きなメリットとなる。

(デメリット)

- ① 介護保険サービス創設後と同じく、行政が介護支援専門員や居宅・施設サービス事業所にすべて業務を丸投げした形になるという認識がより一層強くなるのではないかな。
- ② 医療費、介護給付費適正化と同じ施策が将来実施され、サービスの質の低下を招くのではないかな。
- ③ 低所得者の範囲が縮小され、制度の狭間で自己負担金を多く負担する方が増加するのではないかな。
- ④ 「介護予防」「介護」「生活支援」を主眼とした介護保険サービス利用方法が、すべての人のニーズに合致しないことが理解されないのではないかな。
- ⑤ メリットにも含まれると思うが、さらなる「職種間連携の再構築」が求められるようになり、その専門職種団体の連携の構築を行わなければならない。

3. 要 望

共生型施設サービスを実施することには、総論賛成であるが、以下の点を踏まえて検討されたい。

- ① 医療支援ニーズの高い高齢者・障害者等に対して、看護職員の配置が十分にできる報酬体系が実現できるようにしていただきたい。
- ② 介護職員配置については、国家資格である「介護福祉士」を必置要件とし、その人数が十分に配置できる報酬体系を検討していただきたい。
- ③ 高齢者、障害者等が住みなれた地域で継続して暮らせるように、「地域密着型小規模多機能型共生施設」として29床以下の新型施設サービスの創設を併せて検討していただきたい。
- ④ 障害者専門介護福祉士（案）の育成のための研修カリキュラムや同福祉士を社会的に認知されるよう体制整備をお願いしたい。同時に、再度医療サービスを共生施設内で「気管切開後の処置等」の医療サービスを看護職員や医師の指示があれば実施できるという条件

付きで認めていただきたい。

⑤施設内でも「訪問介護」と同様に、「サービス提供責任者」の配置を義務付け、かつそれに見合う報酬評価をしていただき、介護支援専門員や他職種との連携をはかる職種育成のため本会施策にご協力いただきたい。

終わりに

いずれにしても、介護福祉士の役割は高齢者サービスから障害者サービスまで広がり、同時に医療サービス提供については避けられない課題となる。介護福祉士会では、様々な職域で勤務している介護福祉士の連携を日々検討しているところである。また、介護福祉士有資格者がさらに専門研修を受けられるような仕組みも検討しているところである。今後、本会議の内容に重要な位置づけとなることからご支援をお願いしたい。